

大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例（平成24年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(増築)」を「(建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下同じ。)（増築）に、「第5号」を「第5号及び第6条の2第1項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(特定建築主の環境配慮義務)

第6条の2 特定建築物で住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるものの新築等をしようとする者は、当該部分について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項を遵守しなければならない。

2 特定建築主は、市長が定めるところにより、当該特定建築物にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源を利用する市規則で定める設備を導入することについて検討しなければならない。

第7条の見出しを「(建築物環境計画書等の作成等)」に改め、同条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項への適合状況

(8) 前条第2項の規定による検討の結果

第7条中第2項を次のように改める。

2 準特定建築主及び特定所有者のうち第2条第7号に規定する建築物の改修（建築物に関する新築等以外の工事をいう。以下同じ。）をしようとするものは、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物環境計画書を作成し、当該準特定建築物の新築等又は当該建築物の改修の工事に着手する日前の市規則で定める日までに、市長に届け出ることができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 建築物の名称及び所在地

(3) 設計者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(4) 建築物の概要

(5) 建築物の環境配慮のために講じようとする措置

(6) 建築物総合環境評価基準による評価結果

(7) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容

(8) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名

第7条第3項中「建築物総合環境評価書」を「建築物環境評価書」に改め、同条第4項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に、「建築物総合環境評価書」を「建築物環境評価書」に改め、同条第5項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改める。

第8条の見出しを「(建築物環境計画書の変更の届出等)」に改め、同条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に、「同条第1項各号」を「同条第1項各号又は同条第2項各号」に改め、同条第2項中「建築物総合環境計画

書」を「建築物環境計画書」に改める。

第9条第1項及び第10条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改める。

第11条中「第7条第1項第6号」を「第7条第1項第6号、同条第2項第6号」に改める。

第15条第1項中「建築物総合環境計画書」を「建築物環境計画書」に改め、同条第3項中「建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書」を「建築物環境計画書又は建築物環境評価書」に改める。

第18条第1項及び第19条中「建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書」を「建築物環境計画書又は建築物環境評価書」に改める。

第2条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「もの」を「もの又は建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定された建築物の高さが60メートルを超える特定建築物で住宅の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの」に、「当該部分」を「当該各部分」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の大坂市建築物の環境配慮に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）第6条の2の規定は、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の大阪市建築物の環境配慮に関する条例第7条第1項の規定により届出を行った建築物総合環境計画書（同項に規定する建築物総合環境計画書をいう。以下同じ。）に係る特定建築物（大阪市建築物の環境配慮に関する条例第2条第3号に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又

は改築（以下「新築等」という。）については、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に届出が行われている建築物総合環境計画書は、第1条の規定による改正後の条例第7条第1項に規定する建築物環境計画書（以下「建築物環境計画書」という。）とみなす。
- 4 第2条の規定による改正後の大都市建築物の環境配慮に関する条例第6条の2第1項の規定は、平成27年10月1日以後に届出を行う建築物環境計画書に係る特定建築物の新築等について適用し、同日前に届出を行った建築物環境計画書に係る特定建築物の新築等については、なお従前の例による。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋下徹

説明

特定建築主の環境配慮義務を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（抄）

（第1条による改正関係）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（2） 省 略

（3） 特定建築物 床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下同じ。）（増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。第5号及び第6条の2第1項において同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物のうち市規則で定めるものをいう。

（4）～（8） 省 略

（建築物総合環境評価基準の策定等）

第6条 省 略

（特定建築主の環境配慮義務）

第6条の2 特定建築物で住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるものの新築等をしようとする者は、当該部分について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項を遵守しなければならない。

2 特定建築主は、市長が定めるところにより、当該特定建築物にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源を利用する市規則で定める設備を導入することについて検討しなければならない。

（建築物総合環境計画書等の作成等）

第7条 特定建築主は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書（以下「建築物総合環境計画書」という。）を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する日前の市規則で定める日までに、市長に届け出なければならない。

（1）～（6） 省 略

(7) 省エネルギー法第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項への適合状況

(8) 前条第2項の規定による検討の結果

(7)-(8) 省略
(9)-(10)

2 準特定建築主及び特定所有者のうち第2条第7号に規定する建築物の改修（建築物に関する新築等以外の工事をいう。以下同じ。）をしようとするものは、前項の規定に準じて、市規則で定めるところにより、

建築物総合環境計画書を作成し、当該準特定建築物の新築等又は当次に掲げる事項を記載した

該建築物の改修の工事に着手する日前の市規則で定める日までに、市長に届け出ができる。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 建築物の名称及び所在地

(3) 設計者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(4) 建築物の概要

(5) 建築物の環境配慮のために講じようとする措置

(6) 建築物総合環境評価基準による評価結果

(7) 建築物環境性能表示の広告への表示の予定の有無及び予定している場合にはその表示内容

(8) 第11条の規定による認定を受けた場合には当該認定を行った者の氏名

3 特定所有者は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置を評価した評価書（以下「建築物総合環境評価書」という。）を作成し、市長に届け出ができる。

(1)-(7) 省略

4 市長は、第1項若しくは第2項の規定による建築物総合環境計画書の届出又は前項の規定による建築物総合環境評価書の届出があったときは、市規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

5 第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、当該建築物総合環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

（建築物総合環境計画書の変更の届出等）

第8条 前条第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、これらの

規定に規定する工事が完了するまでに当該届出に係る同条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他の市規則で定める変更については、この限りでない。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、当該届出をした者は、当該届出に係る変更後の建築物総合環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。

(新築等の取りやめの届出等)

第9条 第7条第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事を取りやめたときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 省略

(工事完了の届出等)

第10条 第7条第1項又は第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者は、これらの規定に規定する工事が完了したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 省略

(有資格者による認定)

第11条 次条第1項若しくは第2項又は第15条第1項から第4項までの規定により建築物環境性能表示の広告への表示を行う場合においては、あらかじめ、市規則で定める資格を有する者により、第7条第1項第6号、同条第2項第6号又は同条第3項第5号に掲げる建築物総合環境評価基準による評価結果が適正である旨の認定を受けなければならない。

(準特定建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第15条 準特定建築主（第7条第2項の規定により建築物総合環境計画書の届出をした者に限る。次項、第17条、第18条第2項及び第3項並びに第20条第2項において同じ。）は、準特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。

2 省略

- 3 第7条第1項から第3項までの規定により建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の届出がされた建築物（以下「届出済建築物」という。）を所有する者は、当該届出済建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告で市規則で定めるものをしようとするときは、

表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示することができる。

4 - 5 省 略

(指導及び助言)

第18条 市長は、届出済建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、第7条第1項から第3項までの規定により建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の届出をした者に対し、当該建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の内容について、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 - 3 省 略

(報告等の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第7条第1項から第3項までの規定により建築物総合環境計画書又は建築物総合環境評価書の届出をした者に対し、建築物の環境配慮に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（特定建築主の環境配慮義務）

第6条の2 特定建築物で住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるもの又は建築基準法施行令第2条第1項第6号により算定された建築物の高さが60メートルを超える特定建築物で住宅の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上であるものの新築等をしようとする者は、当該部分について、エネルギーの使用の合理各部分

化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項を遵守しなければならない。

2 省略